

# 南山大学学位規程

(目 的)

**第1条** 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定にもとづき、南山大学において授与する学位の種類、論文審査その他学位に関し必要な事項について、本学学則・同大学院学則に定めるほかは、本規程の定めるところによる。

(学位の種類)

**第2条** 本学において授与する学位は、学士、修士、法務博士ならびに博士とする。

② 学位を授与する者に、以下の専攻分野名を付記するものとする。

1 学士の学位に次の専攻分野名を付記する。

人文学部	人文学
外国語学部	外国研究
経済学部	経済学
経営学部	経営学
法学部	法学
総合政策学部	総合政策学
理工学部	理工学
国際教養学部	国際教養学

2 修士の学位に次の専攻分野名を付記する。

人間文化研究科キリスト教思想専攻	キリスト教思想
人間文化研究科人類学専攻	人類学
人間文化研究科教育ファシリテーション専攻	教育ファシリテーション
人間文化研究科言語科学専攻	言語科学
国際地域文化研究科	地域研究
社会科学研究科経済学専攻	経済学
社会科学研究科経営学専攻	経営学
社会科学研究科総合政策学専攻	総合政策学
法学研究科	法学
理工学研究科ソフトウェア工学専攻	ソフトウェア工学
理工学研究科機械電子制御工学専攻	制御工学
理工学研究科データサイエンス専攻	データサイエンス
理工学研究科電子情報工学専攻	電子情報工学
理工学研究科機械システム工学専攻	機械システム工学

3 削 除

4 法務博士の学位は、法務博士（専門職）とする。

5 博士の学位に次の専攻分野名を付記する。

人間文化研究科宗教思想専攻	宗教思想
人間文化研究科人類学専攻	人類学

人間文化研究科言語科学専攻	言語科学
国際地域文化研究科	地域研究
社会科学研究科経済学専攻	経済学
社会科学研究科経営学専攻	経営学
社会科学研究科総合政策学専攻	総合政策学
法学研究科	法学
理工学研究科ソフトウェア工学専攻	ソフトウェア工学
理工学研究科機械電子制御工学専攻	制御工学
理工学研究科データサイエンス専攻	データサイエンス
理工学研究科機械電子制御工学専攻※	電子情報工学 機械システム工学

(※2025年度開設)

(学士の学位授与の要件)

**第3条** 学士の学位は、学部学科所定の単位を修得し卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

**第4条** 修士の学位は、本学大学院の博士前期課程または修士課程を修了した者に授与する。

② 本学大学院研究科（以下「研究科」という。）の博士前期課程または修士課程に2年以上在学し、所定の単位を修得すること。

③ 研究科において行う修士論文の審査および最終試験に合格すること。

④ 前項の規定にかかわらず、その博士前期課程または修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

#### 第4条の2 削除

(法務博士（専門職）の学位授与の要件)

**第4条の3** 法務博士（専門職）の学位は、本学大学院の法務研究科を修了した者に授与する。

② 本学大学院法務研究科に3年以上在学し、所定の単位を修得すること。

③ 別に定める方法で算定したGPAが1.5以上であること。

(博士の学位授与の要件)

**第5条** 博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。

② 博士の学位は、前項の規定にかかわらず次の要件をみたす者に授与することができる。

1 研究科において、前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されること。（以下「学力の確認」という。）

2 研究科において行う博士論文の審査および最終試験に合格すること。

(課程を修了する者の学位論文提出手続)

**第6条** 研究科の課程を修了する者の学位論文または特定の課題についての研究の成果（以下「学位論文等」という。）は、修士の場合には当該研究科委員会に、博士の場合には当該研究科委員会を経て学長に提出するものとする。ただし、学位論文等の提出に際しては、あらかじめ学位論文計画書または研究計画書を提出しなければならない。

② 博士の学位論文は、学位申請書、論文目録、論文要旨および履歴書とともに提出しなければならない。

(博士課程を修了しない者の学位論文提出手続)

**第7条** 第5条第2項の規定による学位申請者の学位論文は、学位審査手数料150,000円を添え、

学位申請書、内容要旨を付した研究業績一覧表、住民票等本籍地の記載を証明できる書類（外国人の場合は国籍を証明できる書類）および履歴書とともに、その申請する博士の学位の種類に応じ、当該研究科委員会を経て学長に提出するものとする。

（学位論文）

**第8条** 学位論文等は、修士の場合は1篇を、博士の場合は1篇にその要旨を添えて提出するものとする。

② 学位論文等審査のため、必要があるときは、参考資料または訳文、その他を提出させることがある。

（学位論文および学位審査手数料の返付）

**第9条** 受理した学位論文等および学位審査手数料は返付しない。

（学位論文の審査および最終試験）

**第10条** 学位論文等の審査および最終試験は、当該研究科委員会において学位審査委員会を設けて行う。

② 学位審査委員会は、研究科委員会において選出された本学または他の大学院、研究所等の研究指導を担当できる教育職員3名以上の学位審査委員をもって組織する。

③ 前項の定める学位審査委員会の主査は、教授でなければならない。ただし、学位を取得しようとする者の指導教員は、その学位審査委員会の主査になることはできない。

④ 研究科委員会において必要があると認めるときは、学位審査委員以外の者にも調査委員として調査を委嘱することができる。

⑤ 最終試験は、論文等の審査が終わった後、筆記または口頭で行う。

⑥ 修士試験は、学位論文等の内容を中心とし、これと関連する学識と研究能力について、また博士試験は、学位論文の内容およびこれと関連する学識と研究能力について審査するものとする。

**第10条の2** 前条第2項に定める研究指導を担当できる教育職員は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 1 教授であって、当該研究科における研究指導または演習担当者として、大学院研究科委員会委員を委嘱された者
- 2 准教授であって、教授相当の業績を有し、大学院委員会において、研究指導を行うに適格であると認められた者
- 3 他の大学院、研究所等の教育職員については、本条第1号および第2号に定めるものと同等の資格を有する者
- 4 大学院の設置認可申請に係る教員資格審査において、文部科学省から、研究指導担当教員として適格の判定を受けた者

**第10条の3** 削除

（学力の確認）

**第11条** 第5条第2項による学位論文の提出があったときは、学位審査委員会は、博士論文の審査および最終試験と併せて学力を確認するための試験を行うものとする。なお、本学大学院研究科の博士後期課程において3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者がその後5年以上を経過し、博士論文を提出し審査を請求するとき、また同じとする。

② 学力を確認するための試験は、筆記および口頭で行い、外国語については2種類を課する。ただし、当該研究科委員会が学歴、業績等により学力の確認を行い得ると認めるときは、試験

の全部または一部を免除することができる。

(審査の期間)

**第12条** 修士の学位論文等の審査および最終試験は、在学期間中に終了するものとする。

② 博士の学位論文の審査、最終試験および学力の確認は、論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間は6カ月を超えない範囲で延長することができる。

(学位授与の判定)

**第13条** 学士の学位授与の判定は、各学部教授会および大学評議会の議を経て、学長がこれを行う。

**第14条** 修士および博士の学位授与の判定は、次のとおりとする。

- 1 学位審査委員会は、学位論文等の審査、最終試験および学力の確認が終了したときは、論文内容の要旨ならびにその審査、最終試験および学力の確認の結果の各要旨に、学位授与に値するか否かの意見書を添え、研究科委員会に報告しなければならない。ただし、修士の学位については、意見書のみとすることができる。
- 2 研究科委員会は、前号の報告にもとづき学位を授与すべきか否かについての研究科委員会原案を審議決定する。
- 3 学位授与に関する研究科委員会原案を決定するにあたり、当該研究科委員会委員全員（海外旅行中または休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、無記名投票によりその3分の2以上の賛成を必要とする。
- 4 研究科委員会は、前号にもとづき学位の授与に関する研究科委員会原案を決定したときは、本条第1号に掲げる書類（意見書を除く。）に当該原案を添え、学長に報告しなければならない。ただし、修士の学位については、本条第1項に掲げる書類を不要とする。
- 5 不合格者については、その旨ならびにその氏名のみを学長に報告するものとする。

**第14条の2** 削除

**第14条の3** 法務博士の学位授与の判定は、次のとおりとする。

- 1 法務研究科長は、課程修了予定者のGPAについて研究科委員会に報告しなければならない。
- 2 研究科委員会は、前号の報告にもとづき、当該の者が第4条の3に定める学位の授与要件を充たしているか否かについての研究科委員会原案を審議決定する。
- 3 学位授与に関する研究科委員会原案を決定するにあたり、研究科委員会委員全員（海外旅行中または休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の賛成を必要とする。
- 4 研究科委員会は、学位の授与に関する研究科委員会原案を決定したときは、その旨を学長に報告しなければならない。

(学位授与および学位簿の登録)

**第15条** 学長は、第13条、第14条および第14条の3の報告にもとづき、学位の授与を決定する。

学位を授与すべき者については、学位記を交付して学位を授与し、学位簿に登録する。また学位を授与できない者には、その旨を通知する。

② 学位の授与を受けた者は、学位の名称を用いる場合には、本学名を付記するものとする。

③ 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3カ月以内に、所定様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位論文の公表)

**第16条** 博士の学位を授与したときは、本学は授与した日から3ヶ月以内に当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

② 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、すでに公表したものは、この限りでない。

③ 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

④ 学位授与後に公表する場合は、南山大学審査学位論文と明記することを要する。

⑤ 博士の学位を授与された者が行う前3項の規定による公表は、図書館長の許可のもと実施する南山大学機関リポジトリを活用し、インターネットの利用により行うものとする。

(学位論文の保管)

**第17条** 修士の学位論文1部は、南山大学ライネルス中央図書館に保管する。

(学位授与の取消)

**第18条** 博士の学位を授与された者で、次に掲げる事実があったときは、学長は、当該研究科委員会および大学院委員会の議を経てすでに授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

1 不正の方法によって学位を受けた事実が判明したとき。

2 学位を授与された者に、その名誉を汚辱する行為があったとき。

② 研究科委員会および大学院委員会が前項の承認をなす場合には、それぞれ全委員（海外旅行中または休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の賛成を必要とする。

(その他)

**第19条** 学位記、学位簿その他の様式は、別表のとおりとする。

**附 則**

この規程は、昭和42年10月31日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、昭和47年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、昭和49年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、昭和50年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、昭和51年12月19日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、昭和53年12月19日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、昭和54年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、昭和56年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、昭和58年1月14日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、昭和59年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、平成4年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、平成6年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、平成7年4月1日から施行する。ただし、別表様式第6（法学研究科用）については、平成8年度入学生から適用し、平成7年度までの入学生については、従前どおりとする。

**附 則**

- 1 この規程の改正は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 第4条第4項、第6条第1項、第8条、第9条、第10条第1項、第4項、第5項、第12条第1項及び第14条第1項第1号については、平成9年度入学生から適用し、平成8年度までの入学生については、従前どおりとする。

**附 則**

この規程の改正は、平成10年6月1日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成11年度までの入学生については、従前どおりとする。

**附 則**

この規程の改正は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度までの入学生については、従前のおりとする。

**附 則**

この規程の改正は、2006年1月1日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、2006年4月1日から施行する。ただし、2005年度までの文学研究科入学生については、従前どおりとする。

**附 則**

この規程の改正は、2008年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、2009年4月1日から施行する。ただし、2008年度以前に数理情報学部に入学者については、従前どおりとする。

**附 則**

この規程の改正は、2010年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、2011年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、2012年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、2013年4月1日から施行する。ただし、2012年度以前に法務研究科法務専攻に入学した学生については、従前どおりとする。

**附 則**

1 この規程の改正は、2014年4月1日から施行する。

2 次の各号の諸規程は、これを廃止する。

(1) 人間文化研究科学学位審査委員会主査に関する内規 (2010年4月1日施行)

(2) 南山大学大学院経済学研究科学学位審査委員会主査に関する内規 (2010年4月1日施行)

(3) 南山大学大学院ビジネス研究科学学位審査委員会主査に関する内規 (2012年4月1日施行)

(4) 南山大学大学院総合政策研究科学学位審査委員会主査に関する内規 (2011年4月1日施行)

(5) 数理情報研究科学学位審査委員会主査に関する内規 (2010年4月1日施行)

**附 則**

この規程の改正は、2015年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、2016年4月1日から施行する。

**附 則**

1 この規程の改正は、2017年4月1日から施行する。

2 様式第7（表面）については2017年度入学生から適用し、2016年度以前に入学した学生については、従前どおりとする。

**附 則**

この規程の改正は、2018年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、2018年11月1日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、2019年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、2020年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、2022年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、2023年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、2024年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、2025年4月1日から施行する。

別表 様式第1 学部を卒業した場合

(割印)			学位記
○第	南山	南山	氏 年月日生 名
号	○山	山	
	○学	大	
	部	学	
	長	長	
	印	印	
	年月日		
	学位を授与する		
	本学○○学部○○学科所定の課程を修めて		
	本学を卒業したことを認め学士(○○)の		
	学位を授与する		

様式第2 大学院の修士課程および博士課程を修了した場合

(割印)			学位記
○修第 <sup>*3</sup>	南山	本学大学院○○研究科○○専攻の <sup>*1</sup> 博士前期	氏 年月日生 名
号	山	課程を修了したので修士 <sup>*2</sup> (○○)の学位を	
	大	授与する	
	学	年月日	
	長		
	印		

注；博士の学位の場合は\*1、\*2 および\*3をそれぞれ「博士後期」、「博士」および「博」と読み替える。



様式第3 大学院の専門職学位課程を修了した場合

○専第 号  (割印)	南山 大学 長 印	年 月 日	職)の学位を授与する	本学大学院○○研究科○○専攻の専門職 学位課程を修了したので○○博士(専門	氏 名  年 月 日 生	学 位 記

様式第4 論文提出による場合

○博第 号  (割印)	南山 大学 長 印	年 月 日	の学位を授与する	本大学に学位論文を提出し所定の審査 および試験に合格したので博士(○○)	氏 名  年 月 日 生	学 位 記

様式第5 学位論文の表紙

1. 縦 書

南山 大学 大学院	(〇〇〇) 論文	題	目	氏	名	年 月 日
-----------------	-------------	---	---	---	---	-------------

2. 横 書

南山大学大学院

修士 ( ○ ○ ) 論文  
博士

題 目

氏 年 月 日  
名

様式第6

(1) 学位申請書

学 位 申 請 書

年 月 日

南山大学長 殿

申請者氏名

貴学学位規程による博士（〇〇）の学位の授与を申請いたします。

認定された 受験する	外国語	
---------------	-----	--

添 付 書 類

1. 論 文 目 録
2. 論 文 要 旨
3. 履 歴 書

(2) 添付書類

イ. 論文目録

<p>論 文 目 録</p> <p>年 月 日</p> <p>学位申請者氏名</p> <p>申請学位 博士(○○)</p>
<p>主論文</p> <p>1. 題 目</p> <p>2. 公表の方法および時期</p> <p>3. 冊 数</p>
<p>参考論文</p> <p>1. 題 目</p> <p>2. 公表の方法および時期</p> <p>3. 冊 数</p>

ロ. 論文要旨

論 文 要 旨

年 月 日

学位申請者氏名

申請学位 博士(○○)

主 論 文 題 目

論 文 要 旨

## ハ. 履歴書

年 月 日現在

ふりがな			男 ・ 女
氏 名			
生年月日	年 月 日生 (満 才)		
現住所			
本籍	都道府県 (※外国籍の場合は国名を明記)		
電 話	自宅	E-mail	
	携帯		
以下、旧氏名での業績がある場合は明記する。 記入欄が不足する場合は行の追加可。			
年	月	学 歴	* 大学卒業以降
年	月	職 歴	
年	月	研究業績	* 公刊されたもの(修士論文を含む)
年	月	賞 罰	

様式第7  
(全研究科共通) 1/2

指導教員 承認署名	
--------------	--

学位論文計画書

年 月 日

学生番号

氏 名

南山大学大学院学則ならびに学位規程による●●の学位申請のため、論文計画を下記のとおり提出します。

記

申請学位	●● (○○○○○)
学位論文 提出予定日	年 月 日
<p>履修要項で各専攻の学位論文計画書の提出条件を満たしていることを確認の上、チェックを入れてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 在学年数の条件を満たしていることを確認しました。</p> <p><input type="checkbox"/> 既修得科目・単位数および登録（予定）単位数の条件を満たしていることを確認しました。</p> <p>*博士後期課程、人間文化研究科博士前期課程、同修士課程の場合は、以下のいずれかについても確認の上、チェックを入れてください。</p> <p>これから受験を予定している場合や免除申請予定の場合は、年月を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 外国語検定試験の条件を満たしていることを確認しました。（免除認定済・承認済を含む）</p> <p><input type="checkbox"/> 外国語検定試験を受験予定です。（ 年 月予定）</p> <p><input type="checkbox"/> 外国語検定試験を免除申請予定です。（ 年 月予定）</p>	
論文題目	
研究目的	

(次ページへ続く)



様式第7

(全研究科共通) 2/2

学 位 論 文 計 画 書

学生番号

氏 名

研究計画

以上

様式第8

外国語検定申請書

年 月 日

南山大学大学院 研究科長 殿

学生番号

氏 名

貴大学院学則ならびに学位規程による学位授与のための外国語の学力に関する検定を受けたく申請いたします。

専攻名	指導教員名 ( )		
受験する外国語の種類	語	語	語
受験年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
既に認定を受けた外国語の種類	語	語	語
認定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日